

令和 7 年 4 月 1 日

各 位

小松市行政管理部管財課
(入札・契約担当)

消費税等課税事業者届出書の廃止について

これまで、契約締結時に落札者より「消費税及び地方消費税 課税・免税 事業者届出書」を提出いただいていたましたが、落札者の事務負担軽減の観点より、令和 7 年 4 月 1 日以降に締結する契約にあたっては、標記届出書の提出を不要とします。

ただし、免税事業者については契約案件ごとに「免税事業者届出書」の提出が必要です。「免税事業者届出書」の提出がない場合、課税事業者として契約事務等の手続を行いますので、遺漏のないよう留意ください。

記

- 1 適用日
- 令和 7 年 4 月 1 日以降契約より
- 2 免税事業者届出書
- 別紙のとおり

	令和 7 年 3 月までに契約	令和 7 年 4 月以降に契約
課税事業者	消費税及び地方消費税 課税・免税 事業者届出書 (押印要)	不要
免税事業者		免税事業者届出書 (押印不要)